

週休2日 FAQ【近畿版】

～働き方改革に取り組める環境整備～

週休2日
のお知らせ

近畿地方整備局 企画部 技術管理課

(1-1)用語の定義【H30.4.1～R4.3.31公告工事】

■対象工事

○平成30年4月1日～令和4年3月31日までに入札手続きを開始した工事

■対象期間

○工事着手日から工事完成日まで ※ただし、以下は含まない

- ・年末年始6日間（12/29～1/3）
- ・夏期休暇3日間（8/14～8/16）
- ・工場製作のみを実施している期間
- ・工事全体を一時中止している期間
- ・このほか、発注者があらかじめ対象外としている期間
（災害その他避けることのできない事由がある場合であり、労働基準法第33条に該当すると認められる場合）

■4週8休以上

○現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数（曜日指定なし）の割合）が28.5%（8/28）以上

降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含める

■現場閉所

○現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

※ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く

(1-2)用語の定義【R4.4.1～R5.3.31 公告工事】

■対象工事

○令和4年4月1日～令和5年3月31日までに入札手続きを開始した工事

■対象期間

○工事着手日から工事完成日まで ※ただし、以下は含まない

- ・年末年始6日間（12/29～1/3）
- ・夏期休暇3日間（8/14～8/16）
- ・工場製作のみを実施している期間
- ・工事全体を一時中止している期間
- ・このほか、発注者があらかじめ対象外としている期間
（災害その他避けることのできない事由がある場合であり、労働基準法第33条に該当すると認められる場合）

■4週8休以上

○現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数（曜日指定なし）の割合）が**28.5%（8/28）以上**
降雨、降雪等による**予定外の現場閉所日**についても含める。

○土日閉所指定型の場合は、上記現場閉所率を達成し、
かつ、土日閉所率（対象期間内の土日祝における現場閉所割合）が**80.0%以上**

■現場閉所

○事務作業も含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

※ただし、**巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く**

■ 対象工事

○ 令和5年4月1日以降に入札手続きを開始した工事

■ 対象期間

○ 工事着手日から工事完成日まで ※ただし、以下は含まない

- ・年末年始6日間（12/29～1/3）
- ・夏期休暇3日間（8/14～8/16）
- ・工場製作のみを実施している期間
- ・工事全体を一時中止している期間
- ・このほか、発注者があらかじめ対象外としている期間
（災害その他避けることのできない事由がある場合であり、労働基準法第33条に該当すると認められる場合）

■ 4週8休以上

○ 現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数（曜日指定なし）の割合）が **28.5%（8/28）以上**
降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても含める。

○ 予定価格3億円以上の工事については、法定休日、所定休日、祝祭日を現場閉所
予定価格3億円未満の工事については、法定休日、所定休日を現場閉所

■ 現場閉所

○ 事務作業も含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

※ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く

(2)発注方式【R4.4.1～R5.3.31公告工事】

	現場閉所			現場閉所4週8休以上 かつ 土日祝の現場閉所率が8割以上
	4週6休	4週7休	4週8休	
土日閉所 指定型 (予定価格3 億円以上の 一般土木等 工事)				<p>【<u>現場閉所4週8休以上の達成</u> かつ <u>土日祝の閉所達成8割以上が原則</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場閉所率が4週8休に満たない場合は減額。 土日祝の現場閉所率の基準達成で最大加点。 現場閉所率のみ達成は部分加点。 取り組み姿勢により減点
発注者 指定Ⅰ型 (原則すべての 工事)			<p>【<u>現場閉所4週8休以上の達成が原則</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場閉所率が4週8休に満たない場合は減額。 現場閉所率の基準達成で部分加点。 取り組み姿勢により減点 	
発注者 指定Ⅱ型 (上記により がたい工事)	<p>【<u>現場閉所4週6休以上の達成が原則</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 達成状況により各経費を補正し変更する。 現場閉所率の基準達成で部分加点。 取り組み姿勢により減点 			

現場閉所
4週8休

現場閉所4週8休以上 かつ
祝祭日の現場閉所

土日閉所指定型
(予定価格3億円以上
の一般土木等工事)

【現場閉所4週8休以上の達成 かつ
祝祭日の現場閉所が原則】

- ・現場閉所率が4週8休に満たない場合は減額。
- ・法定休日・所定休日を予定とおり、現場閉所の達成で最大加点
- ・現場閉所率のみ達成は加点なし。
- ・取り組み姿勢により減点

土日閉所指定型
(予定価格3億円以上
の一般土木等工事)

【現場閉所4週8休以上の達成が原則】

- ・現場閉所率が4週8休に満たない場合は減額。
- ・法定休日・所定休日を予定とおり、現場閉所の達成で部分加点。
- ・現場閉所率のみ達成は加点なし。
- ・取り組み姿勢により減点

(2 ‘)発注方式【R4.4.1～R5.3.31公告工事】

■土日閉所指定（予定価格が3億円以上の一般土木等工事）

- 土日閉所指定型は、一般土木、アスファルト舗装、鋼橋上部、セメント・コンクリート舗装、プレキャストコンクリート、河川しゅんせつの工事種別を対象。（ただし、インフラ老朽化対策において供用中の道路上での作業が主となる工事を除く）
- 費用は、現場閉所率28.5%以上で補正。（閉所曜日は指定せず、現場閉所率で判断）
現場閉所率（現場閉所日（曜日指定なし） / 確認対象期間） = 28.5%以上
- 成績は、確認対象期間内の土日祝における現場閉所割合が、8割以上で最大加点。
土日閉所率（土日・祝日現場閉所日 / 土日・祝日総日数） = 80.0%以上

■土日閉所指定（予定価格が3億円以上の一般土木等工事）

- 維持工事等を除く全工事を対象
- 費用は、現場閉所率28.5%以上で補正。（閉所曜日は指定せず、現場閉所率で判断）
現場閉所率（現場閉所日（曜日指定なし） / 確認対象期間） = 28.5%以上
- 成績は、確認対象期間内の法定休日・所定休日・祝祭日における現場閉所の達成で最大加点。

■土日閉所指定（予定価格が3億円未満の一般土木等工事）

- 維持工事等を除く全工事を対象
- 費用は、現場閉所率28.5%以上で補正。（閉所曜日は指定せず、現場閉所率で判断）
現場閉所率（現場閉所日（曜日指定なし） / 確認対象期間） = 28.5%以上
- 成績は、確認対象期間内の法定休日・所定休日における現場閉所の達成で部分加点。

(3-1)積算方法

■補正係数 R5更新

※令和5年度も補正は、引き続き継続

※労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信2種、機械1種のみ。

	平成29年度	平成30・31年度			令和2・3・4・5年度		
現場閉所状況	4週8休以上	4週6休	4週7休	4週8休以上	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	—	1.01	1.03	1.05	1.01	1.03	1.05
機械経費 (賃料)	—	1.01	1.03	1.04	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.01	1.03	1.04	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.04	1.02	1.04	1.05	1.03	1.04	1.06

(3-2)積算方法

■補正係数（市場単価方式）

	区分	補正係数		
		4/6以上、4/7未満	4/7以上、4/8未満	4/8以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4/6以上、4/7未満	4/7以上、4/8未満	4/8以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

※R3.3.1以降に入札書提出期限日を設定している工事から適用。既契約工事は、適用対象外。

※別途計上される材料費には加算しない。

(4)問合せ・回答

週休2日の考え方

Q 1 : 施工箇所点在型対象工事は各施工箇所毎に週休2日を判断するのでしょうか、それとも1工事として判断するのでしょうか？

A 1 : 施工箇所が点在していても週休2日については工事全体として1工事単位で判断します。

Q 2 : 営繕工事や港湾工事は対象になりますか？

A 2 : それぞれの工事を所管する部局に確認して下さい。

Q 3 : 工事着手日の定義とは？

A 3 : 工事着手とは、共通仕様書の用語の定義にある「工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。」ことを指し、工場製作のみ又は詳細設計のみ実施している期間は除きます。

Q 4 : 工事完成日の定義とは？

A 4 : 完成通知日です。

(4)問合せ・回答

Q 5 : 鋼橋工事や設備関係における工場製作期間は対象期間に入りますか？

A 5 : 工場製作期間は対象期間から除きます。

Q 6 : 工場製作期間は対象外ですが、工場製作工程のみ対象外でしょうか？
当該工事の現場における製作以外の作業（事務作業も含む）も、その期間は対象外でしょうか？

A 6 : 工場製作工程のみ対象外であり、工場製作期間と現場作業が並行して実施するものであれば現場作業は対象期間となります。

R4更新

Q 7 : 平成30年4月1日以降入札手続きを開始する工事での現場閉所率は、一月8休という縛りがありますか。それとも対象期間内でどれだけ現場閉所したかでしょうか？

A 7 : 平成30年4月1日以降入札手続きを開始した工事は、対象期間内に現場閉所日の割合（例えば、4週8休＝ $8/28=28.5\%$ 以上）で判断します。

R4更新

Q 8 : P2の4週8休以上 ⇒ 土日閉所を指すのか28日当たり8閉所でよいのか不明瞭ではないでしょうか？

A 8 : P2の4週8休以上とは、発注者指定Ⅰ・Ⅱ型の発注方式の場合は、対象期間内の現場閉所日の割合で判断します。

土日閉所指定型の発注方式の場合は、P4資料のとおり現場閉所率と土日閉所率で判断します。

(4)問合せ・回答

Q 9 : 降雨日において、現場に出勤後すぐに降雨により現場作業がない場合は現場閉所になりますか？

A 9 : 現場に出勤後降雨で作業実施せずに、すぐに帰宅等していれば現場閉所ですが、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は現場閉所とはなりません。
現場作業実施後に降雨となれば、作業を実施しているので現場閉所とはなりません。

Q 10 : 大雪のため作業員による除雪作業のみを行い、本体工事を行っていない場合は「現場管理上必要な作業」の扱いとなり、現場閉所となりますか？

A 10 : 本体工事がないのに除雪作業が必要となる場合、当該日に除雪作業を行わなければならない必要性を監督職員に確認し、現場管理上必要な作業という判断であれば、現場閉所となります。

Q 11 : 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含めるとなっているが、豪雪地域等で一定時期（例えば冬季三ヶ月）施工が実質不可能となる事例についても対象となりますか？

A 11 : 上記の一定期間について、一般論としては、全面作業不可能期間は対象期間から除くものと考えますが、対象期間とするかどうかは、作業不可期間が工事ごとに状況も違うため、監督職員と協議願います。

(4)問合せ・回答

R4更新

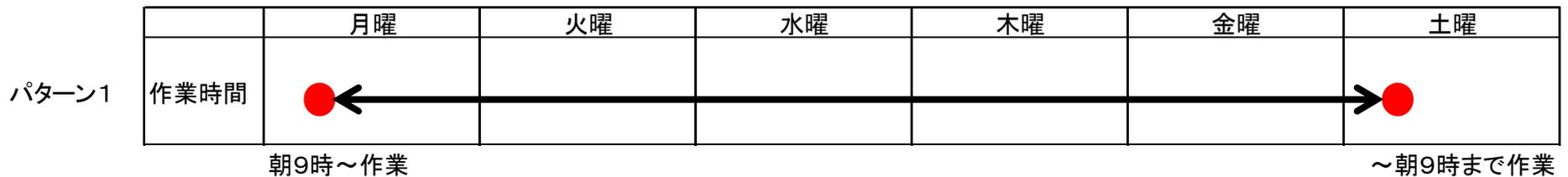
Q12：梅雨等の時期は作業中止の割合が多くなる。そのため、4週8休という対象期間に対し、8日を超える閉所を実施した場合、次月まで繰越しできるなどの運用はあるのでしょうか？

A12：平成30年度以降公告工事における現場閉所率は、対象期間内での現場閉所割合で考えます。なお、土日閉所指定型における土日閉所率は、振替による現場閉所は認めません。

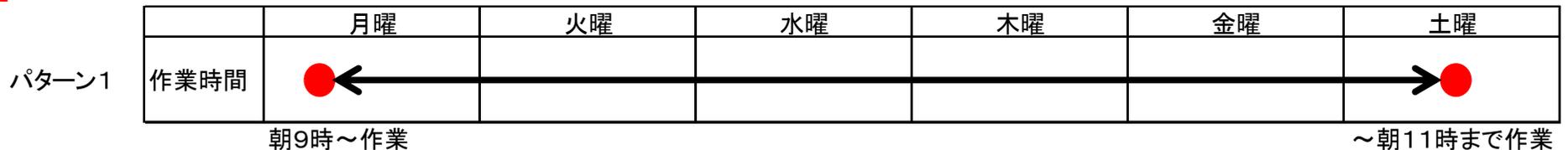
Q13：トンネル工事は1日2方作業であり金曜日作業が土曜日の朝方まで続きますが、その場合は土曜日を作業していることから週休2日対象外でしょうか？

A13：トンネル工事のような1日2方作業の場合の考え方として、現場作業として月曜日9時～開始であれば、土曜日朝9時までの作業を金曜日作業として、週休2日の対象となります。

OK



OUT



(4)問合せ・回答

R4更新

Q14 : 地元や警察協議等、受注者の都合以外の要因にて、土曜や日曜に作業を行なわざるを得ない場合、4週8休を達成するためには、閉所日を平日に振り替えないと週休2日を達成したことにならないのでしょうか。

A14 : 発注者指定Ⅰ・Ⅱ型の場合、現場閉所を土日に限定していないため、対象期間内の現場閉所日の割合で判断します。

土日閉所指定型の場合は、土日閉所率の対象期間から除外します。なお、現場閉所率は、現場閉所を土日に限定していないため、対象期間内の現場閉所日の割合で判断します。

Q15 : トンネル工事では、土日に機械点検や現場管理が必要な場合がありますが、現場閉所になりますか？

A15 : 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業は除き、現場や現場事務所が閉所された状態であれば現場閉所です。

Q16 : P1及びP2 ※ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く ⇒ 等と表記されており、作業の定義が不明瞭ではないでしょうか？

A16 : 【等】には、基本的には現場管理上必要な作業を想定しております。例えば、建設機械のメンテナンスや、維持管理ではないが、作業がない日の現場見学会などです。

(4)問合せ・回答

Q17：予報により台風接近や豪雨予想により作業を予め中止とし閉所したが、現場内巡回パトロールを含め現場事務所で職員が待機となった場合の閉所の扱いとなりますか？

A17：現場内パトロールは現場閉所扱いとなります。
台風などの自然要因による現場事務所待機は、現場閉所となります。

Q18：工事実施している中で、地元や警察協議などで週休2日の実施ができない工種が発生した場合、週休2日対象となりますか。または、該当工種以外で週休2日補正してくれますか？

A18：工種によっては、現場維持管理と解されるものもあるため、監督職員と協議願います。

Q19：作業所（現場事務所）にも閉所の確認や証明方法など必要ですか？

A19：毎月、監督職員へ現場閉所報告書を提出して頂き、その書類確認によって現場閉所の確認を行います。

(4)問合せ・回答

積算について

Q20 : 平成29年度に契約している工事について、間接費だけではなく労務費や機械賃料の補正もされるのでしょうか？

A20 : 労務費や機械賃料補正の対象工事は、平成30年4月1日以降入札手続きを開始した工事であることから、平成29年度に契約した工事の補正は平成29年度実施していた間接費のみ補正を行います。補正率は以下となります。

週休二日を考慮した間接費補正

共通仮設費	現場管理費
1.02倍	1.04倍

平成29年度の補正率

R4更新

Q21 : 平成30年4月1日以降公告工事で、発注者指定型で発注した場合4週8休は出来なかったが4週7休は実施できたら、労務費等は4週7休の補正率で補正されるのでしょうか？

A21 : 発注方式により補正対象範囲が異なるため、特記仕様書をご確認下さい。

(4)問合せ・回答

Q22 : 4週8休の労務費補正を行った施工パッケージ単価の公表はしないのでしょうか？

A22 : 労務費補正は、施工パッケージの積算単価算出に使用する代表労務に補正率がかかります。
その為、4週8休補正済みの施工パッケージ単価の公表は予定していません。

Q23 : 今回、「機械経費（賃料）」は補正対象となっていますが、仮設材（鋼矢板・山留材・覆工板など）の賃料は対象にならないのでしょうか？

A23 : 仮設材は補正対象ではありません。

Q24 : 労務費は、下記①②のような労務単価も含め、全て対象でしょうか？

①二交替補正単価など、労務形態により補正された労務単価

②測量や調査・設計など、外注が想定される業務（積算体系上業務委託日へ計上するもの）の労務単価

また、補正対象となっている「機械経費（賃料）」には、機械損料やその他の機械経費は含まれないと考えてよろしいでしょうか？

A24 : ①については、補正対象です。②は補正対象外です。
機械経費の補正対象は、機械経費（賃料）のみです。

(4)問合せ・回答

Q25 : 市場単価や土木工事標準単価については、補正対象となるのでしょうか？

A25 : 土木工事標準単価は、週休2日補正した単価が物価調査機関から出されております。市場単価においても、補正対象となります。

Q26 : 概略発注方式にて「対象額×率」によって算出される項目（トンネル仮設備や排水構造物など）は、単価を補正することにより対象額が増額になると思われます。そのまま、対象額×率で算出するのでしょうか？

A26 : 概略発注方式の「対象額×率」の対象額については、週休2日の補正した単価で算出された額が対象額となります。

Q27 : 「トンネル工事における呼吸用保護具等費用」や「重建設機械分解組立輸送費の運搬費等率分」について、どのように算出すればよいのでしょうか？

A27 : 「トンネル工事における呼吸用保護具等費用」は、総労務費は補正後の額を用いて算出します。「重建設機械分解組立輸送費の運搬費等率分」にかかる労務費や機械賃料は補正後の額を用いて算出します。

(4)問合せ・回答

施工時について

Q28 : 対象工事として進めてきたが、工事途中で公安協議等により終日24時間交通誘導警備員を配置することになった。この場合、交通誘導警備員以外は週休2日可能であることから対象工事として進めてよいでしょうか？

A28 : 交通誘導警備員以外は週休2日実施出来ている前提で、条件変更により交通誘導員が終日24時間配置となった場合、交通誘導員のみ配置計画において、交通誘導警備員各自が週休2日出来るかを確認し、週休2日が確保出来ていれば週休2日達成となります。

Q29 : 非出水期に工事を完了する必要がある、工程上週休2日を実施できない。

A29 : 基本的に、週休2日実施可能な発注規模で発注を行うようにしています。

Q30 : 受注者希望型で受注者が希望した場合、実情に即した工期の見直しは実施されるのでしょうか？

A30 : 受注者希望型について、当初契約した工期で週休2日希望するか判断願います。

(4)問合せ・回答

その他

Q31 : 工程を守るため、プレキャストやICTの導入による生産性の向上を図る場合、協議対象となるのでしょうか？

A31 : 週休2日を実施するため、受注者側の都合によるプレキャスト導入などは協議対象とはなりません。

なお、工期短縮については、工事請負契約におけるガイドライン（総合版）を参照下さい。

R4新規

Q32 : 令和4年度以降も履行証明書を発行して頂けるのか。

A31 : 時間外労働規制適用に向け、週休2日の取組が標準となっていくため、令和4年4月以降に公告手続きを開始した案件より発行対象外となります。